

メカノマイクロプロセス室運用規則

平成 13 年 4 月 23 日

平成 13 年 7 月 3 日一部改定、
平成 15 年 5 月 15 日一部改定、
平成 15 年 9 月 24 日名称改定、
平成 20 年 5 月 8 日一部改定、
平成 24 年 5 月 9 日一部改訂
平成 28 年 5 月 12 日一部改定、
平成 29 年 5 月 11 日一部改定、
平成 30 年 4 月 2 日 共用化に伴い一部改訂
平成 31 年 4 月 1 日 一部改訂
令和 3 年 4 月 9 日 一部改訂
令和 4 年 3 月 25 日 一部改訂
令和 5 年 4 月 4 日 一部改訂

1. メカノマイクロプロセス室の費用分担・管理運営について

1. クリーンルーム共用化に伴う学内共用設備である。管理運営はオープンファシリティセンターマイクロプロセス部門および未来産業技術研究所からなる運営委員会によるものとする。運営委員会の組織及び運営等については、別に定める。
2. メカノマイクロプロセス室運営に必要な費用を利用研究室で分担する。

3. 学内の利用者

(1) 年度初めに、その年度にメカノマイクロプロセス室を使用する学生とその主指導教員を登録する。主指導教員分を登録料 30,000 円とし、主指導教員が指導する学生 1 人目の使用料を 50,000 円、2 人目を 40,000 円、3 人目を 30,000 円、4 人目以降をそれぞれ 20,000 円とする。1 指導教員研究室の上限額は 300,000 円とする。

大岡山研究室から薬品を持ち込む場合、登録保管および廃液負担料として、1 本あたり 2,000 円を別途徴収する。

(2) 研究室が使用する場合の分担金は、法人運営費での予算振替のみとする。登録者の追加が必要となった場合、速やかにメカノマイクロプロセス室担当に連絡し、追加の分担金を供出する。一度供出した分担金の返還は一切行わない。

学外の利用者

(1) 東京工業大学オープンファシリティセンター共用設備等他大学等学生年間パスポートを所持すること。

(2) 主指導教員分を登録料 60,000 円とし、主指導教員が指導する学生 1 人あたりの使用料を 50,000 円とする。

4. 装置の管理運営、講習等に関しては、オープンファシリティセンターマイクロプロセス部門が行う。これに要する費用の一部は、上記分担金より支出する。尚、マニュアルや講習はすべて日本語で行い、外国人学生が利用する場合は研究室のチューター学生が付き添い通訳等を行うこととする。

2. 費用措置方針

メカノマイクロプロセス室の維持運営に必要な費用を以下のように分類する。

- A. 設備／装置の購入、補修、維持費
 - B. 共通消耗品費
 - C. 設備管理費
 - D. その他 各研究室個別に用意、負担する消耗品費（以下、個別消耗品費）
- A. 設備／装置の購入、補修、維持費について
設備／装置を購入、補修、維持するための費用
- B. 共通消耗品について
メカノマイクロプロセス室を使用する研究室が共通で使用し、かつ各研究室で保管が難しい消耗品をリストアップし、それらを共通消耗品とする。共通消耗品は以下のとおり

共通消耗品

- 薬品類：アセトン、IPA、BHF、クロムエッチャント、TMAH
 - レジスト：AZ5214E, SML1000と現像液TMAH, ZED-N50
 - ガス等：TEOS, O₂, SF₆, CHF₃, CO₂, CF₄, C₄F₈, He, Ar, Kr, Xe, 液体窒素
 - 実験消耗品：ワイプ、アルミホイル、スポイト、綿棒、スライドガラス、カバーガラス、マイクロピペット用チップ、スパッタターゲット(Cr, SiO₂)
- C. 設備管理費
オープンファシリティセンターマイクロプロセス部門の設備管理基準相当の管理費用
メカノマイクロプロセス室の設備及び装置のメンテナンス、講習、実験立ち合い費用を含める
- D. 個別消耗品費について
共通消耗品以外の消耗品は、基本的に各研究室負担とする。

以上

メカノマイクロプロセス室の廃棄物管理について

平成 13 年 4 月 24 日
平成 13 年 7 月 3 日改定
平成 20 年 5 月 8 日改定、
平成 24 年 5 月 9 日改定、
平成 29 年 5 月 11 日一部改定、

1. 初めに

PRTR(環境汚染物質排出・移動登録)法施行以降、東工大においては廃棄物の管理がより厳密に求められている。また平成 14 年度から TITech ChemRS および IASO-R6 (東京工業大学 化学物質管理支援システム) が稼働しており、メカノマイクロプロセス室においても一層の廃棄物管理が必要となっている。

2. 廃棄物の分類

メカノマイクロプロセス室から発生する廃棄物を以下のように分類する。

○共通廃液

共通消耗品として購入した薬品の廃液

○研究室廃液

共通廃液以外の廃液

※薬品が同じでも各研究室が個別に購入した薬品は研究室廃液である

○実験系固形廃棄物 (共通消耗品廃棄物のみ、研究室持込消耗品の廃棄物は持ち帰る)

ワイプ類 → ポリ袋に入れて密封後、メカノマイクロプロセス室内フタ付ゴミ箱に廃棄

ガラス類、ウエハ → メカノマイクロプロセス室内金属バケツに廃棄

○その他ゴミ

燃やすごみ、燃やさないごみ → 前室ゴミ箱に廃棄

3. 具体的な管理方法

IASO-R6 では、薬品の購入量、使用量、廃棄量を管理する必要がある。従って、メカノマイクロプロセス室により発生する薬品は、以下の方針で管理・運用する。基本的には、薬品および廃棄物となる消耗品を購入、使用したところが、廃棄に関しても責任を負う。

○共通廃液および研究室廃液(大岡山研究室)

共通消耗品(薬品)購入と管理上、メカノマイクロプロセス室が共通廃液の管理と廃棄を行う。基本的にはメカノマイクロプロセス室は共通消耗品である薬品の購入、IASO-R6 関連 (バーコード添付、登録、廃棄)、廃棄作業を行う。各利用者は、共通廃液ポリタンクに薬品を投入する際に備え付けの貯留記録簿に記録を行う。大岡山研究室は、持ち込む薬品 1 本あたり ¥2,000 円を別途追徴し、メカノマイクロプロセス室が保管から廃棄まで管理する。

○研究室廃液(すずかけ台研究室)

基本的には各研究室に一任する。ただし各研究室の廃液タンク(10L,20L)を持ち込むことはスペース上不可能である。小型容器(2L以下)を用意し、一定量貯まるまではメカノマイクロプロセス室薬品庫に記名の上保管し、適宜各研究室に持ち帰り、各研究室の廃液タンクに投入することを推奨する。